

第2 沿革および組織

1 沿革

S19・10・1	逓信省簡易保険健康相談所が県に移管され、大宮、川越、熊谷、幸手の各保健所とともに、県下第6番目の保健所として、秩父町大字大宮（現上町）1289番地に開設される。（管内は5町20村、職員数は5名）
S22・9	保健所法改正により、行政事務が移管（職員数10名）
S25・12・1	機構改革により、庶務課、衛生課、予防課の3課制
S27・7・1	新庁舎を秩父市大宮（現熊木町）527-6番地に建設
S44・7・10	新庁舎を現在地（秩父市桜木町8番18号）に竣工、移転
S47・5・1	計画課を新設（庶務課・計画課・衛生課・予防課・保健婦室の1室4課制）
S51・5・1	保健婦室を保健婦課に改称（5課制 職員数31名）
H3・4	計画課を廃止、地域保健企画担当を新設
H11・4・1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行う組織として埼玉県福祉保健総合センターが設置。 ・組織は、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5担当制
H13・4・1	細菌検査・水質検査等の業務を衛生研究所へ移管
H22・4・1	秩父福祉保健総合センターが改編され、秩父保健所と秩父福祉事務所に再編

2 組織及び事務分掌

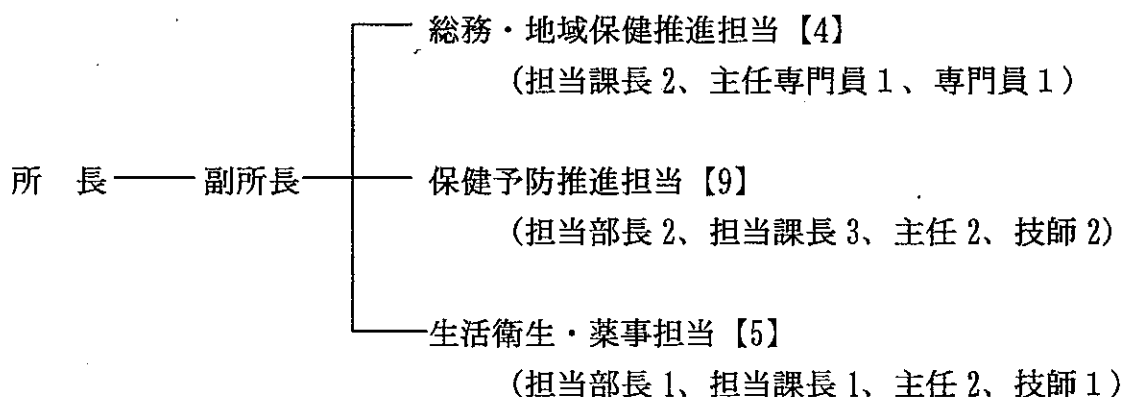
(1) 組織

秩父保健所は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当で構成され、職員数は20名である

(平成28年4月1日現在)

所長	副所長	担当部長	担当課長	主任	技師	主任専門員	専門員	合計
1	1	3	6	4	3	1	1	20

【秩父保健所組織図】 (平成28年4月1日現在)



(2) 各担当事務分掌

【総務・地域保健推進担当】

- ア 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること
- イ 経理に関すること
- ウ 公有財産、物品の取得、管理及び処分に関すること
- エ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- オ 表彰に関すること
- カ 地域保健に関する市町村支援の企画・調整に関すること
- キ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ク 初期救急医療をはじめとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関すること
- ケ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の整備に向けた取組の推進に関すること
- コ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに関すること

- サ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関する事
- シ 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関する事
- ス 圏域別取組の作成及び取組の推進に係る企画・調整並びに医療提供体制の確保に関する事
- セ 病院等の許可、立入検査、医療相談等の医事に関する事
- ソ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関する事
- タ 地域包括ケアシステムづくりの推進に関する事
- チ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関する事
- ツ 調査・研究事業の調整に関する事
- テ 学生実習の受け入れの調整に関する事
- ト 広聴広報の調整に関する事
- ナ ホームページの運用に関する事
- ニ 福祉事務所の総務事務に関する事

【保健予防推進担当】

- ア 健康づくりに関する事業の企画・実施に関する事
- イ 健康相談の実施に関する事
- ウ 健康教育の企画・実施に関する事
- エ 専門的母子保健に関する事
- オ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関する事
- カ 歯科保健に関する事
- キ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関する事
- ク 難病対策及び被爆者の援護等に関する事
- ケ 結核・感染症予防に関する事
- コ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関する事
- サ 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関する事
- シ 児童虐待予防・防止に関する事
- ス 不妊治療の支援に関する事
- セ 石綿健康被害対策に関する事
- ソ 公費負担医療給付制度の申請受理・支給に関する事
- タ 学生実習の受け入れに関する事

【生活衛生・薬事担当】

- ア 食品営業許可、食品営業施設等の監視又は指導並びに食中毒処理等の食品衛生に関する事
- イ 食品関係営業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関する事
- ウ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導等の環境衛生に関する事
- エ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関する事
- オ 薬局等の許可及び監視並びに医薬品等の適正使用に関する事
- カ 麻薬施用者の免許等及び監視・指導に関する事
- キ 麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止に関する事
- ク 献血思想の普及、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関する事
- ケ 毒物劇物営業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関する事
- コ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関する事
- サ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関する事
- シ 特定動物の飼養・保管等の許可、監視・指導等に関する事
- ス 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関する事
- セ 水道事業の許可等、水道施設の監視・指導等の飲用水の衛生確保に関する事
- ソ 温泉利用の指導に関する事
- タ 遊泳用プールの指導に関する事
- チ 化製場等の許可、監視・指導等に関する事